

あきた数学教育学会会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会の名称を、あきた数学教育学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局（所在地）を、秋田大学教育文化学部数学教育研究室（秋田市手形学園町1-1）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会の設置目的是次のとおりである。

- (1) 秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与する。
- (2) 教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させる。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研究・研修会の開催
- (2) 学会誌(PDF版)の発刊
- (3) 普及活動への協力
- (4) その他、情報公開等、学会の目的に合致し必要と認められる活動

第3章 会員及び会費

(本会の構成員)

第5条 本会を、次の会員で構成する。

- (1) 正会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人とする。
- (2) 準会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した学生（院生）とする。
- (3) 名誉会長は、本会の会長であった者のうちから、総会の議決により推戴する個人とする。
- (4) 名誉顧問は、代表理事の諮問に応じる者で、総会の議決により推戴した個人とする。
- (5) 名誉会員は、会長が推薦し、総会で承認された個人とする。
- (6) 賛助会員は、本会に協力を申し入れ、理事会がその入会を承認した教育研究団体とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員になった時及び毎年、正会員、準会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 ただし、名誉会長、名誉顧問、名誉会員、賛助会員は会費の支払い義務を免除とする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総理事が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選出又は解任
- (2) 予算の承認
- (3) 規則の変更
- (4) 解散
- (5) その他、理事会からの提案事項

(開催)

第13条 総会は、毎年度8月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 総会は、会長が招集する。

(議長及び副議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたときは副会長が議長に当たる。

(決議)

第15条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 会則の変更
- (3) 解散
- (4) その他重要な事項

3 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

第5章 運営組織及び役員

(運営組織)

第16条 本会に理事会を置く。

2 本会の事業を執行するために次の部を置く。

- (1) 事務局を置き、各部の調整、会計、庶務、(将来的に)HPの管理運営等を担当する。
- (2) 研究部を置き、研究課題の明確化、共同研究の推進等、研究集会開催等を担当する。
- (3) 編集部を置き、学会誌の作成、研究のブラッシュアップサポート、査読委員会の開催等を担当する。

(役員の設置)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（代表理事を兼務する） 1名
- (2) 副会長（副代表理事を兼務する） 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 各部に、次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 幹事 2名

(役員の選任)

第18条 会長、副会長、及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事は会長が正会員の中から任命する。

3 各部局の部局長は、会長が副会長の中から任命する。

4 各部局の幹事長は、会長が正会員の中から任命する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成する。理事会は、本会の業務執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 各部局の部局長及び幹事は、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、業務及び予算の執行状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 21 条 役員の任期は、3 年とする。再任は妨げない。

2 名誉会長、名誉顧問、名誉会員は永年職とする。

(役員の解任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 23 条 この法人の事業年度は、毎年、総会の会日に始まり、翌年の総会の会日の前日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 本会の事業計画書、収支予算書については、総務部長が作成し総会の承認を受けなければならぬ。

(事業報告及び決算)

第 25 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、総務部長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会に提出し承認を受けなければならない。

第 7 章 変更及び解散

(会則の変更)

第 26 条 会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 27 条 本会は、総会の決議により解散する。

(附則) 秋田算数・数学教育研究集会は 2017 年度をもって閉会し、同会会計残金は本会に引き継ぐ。

(附則) 本会の会員は、2018 年度より新たに募集する。

(附則) この会則は、2018 年 4 月 1 日より実施する。

(附則) この会則は、2019 年 8 月 17 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。